

「八千代市新庁舎等建設基本設計（素案）」へのご意見をお寄せください。

市では耐震性能が不足している市役所本庁舎旧館及び新館を建て替えるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で、3密を避ける行動を始め、ICTを活用したリモートワークやリモート会議などの働く環境の変化に対応するため、平成31年3月策定の「八千代市庁舎整備基本計画」を令和4年4月に改定しました。

この度、「八千代市庁舎整備基本計画」に掲げられた新庁舎整備の基本理念等を踏まえるとともに、本市を取り巻く現状や直面している課題について十分考慮し、新庁舎の建設工事に必要な「八千代市新庁舎等建設基本設計（素案）」を取りまとめましたので、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、この素案に対する意見募集を実施します。

皆様のご意見をお聞かせください。

- 1 案件の名称 八千代市新庁舎等建設基本設計（素案）
- 2 公表資料 八千代市新庁舎等建設基本設計書 概要版（素案）
- 3 公表場所 ①庁舎総合整備課（市役所別館3階）
②法務課 情報公開班（市役所旧館1階）
③支所・連絡所（八千代台・勝田台・米本・村上・緑が丘・高津・睦）
④公民館
（大和田・阿蘇・高津・勝田台・八千代台・村上・睦・八千代台東南・緑が丘）
⑤図書館（中央・大和田・八千代台・勝田台・緑が丘）
⑥市ホームページ
- 4 提出者区分 ①市内に住所を有する方
②市内に事務所・事業所を有する方
③市内に通勤・通学している方
④本件に利害関係のある方
- 5 提出方法 原則として書面または市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「八千代市新庁舎等建設基本設計（素案）について」と表題を明記のうえ、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者名及び所在地）を必ず記入してください。
- 6 提出期間 令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）

- 7 提出先
- ①持参 八千代市役所庁舎総合整備課（平日・午前8時30分～午後5時15分）
 - ②郵送 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 庁舎総合整備課宛
 - ③ファックス 047-484-8824
 - ④ちば電子申請サービス

8 提出された意見の取扱い

提出された意見を十分に考慮したうえで、基本設計案を作成します。

また、いただいた意見の概要と、その意見に対する市の考え方、基本設計素案の修正を行った場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。

なお、いただいた意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問い合わせ先

八千代市 総務部 庁舎総合整備課 電話 047-421-6712（直通）